

議員提出議案第1号

琴浦町ふるさとの恵みで乾杯条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成31年3月22日 提出

提出者	琴浦町議会議員	大	平	高	志
賛成者	同	前	田	智	章
	同	新	藤	登	子
	同	青	亀	壽	宏
	同	手	嶋	正	巳
	同	高	塚		勝

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

琴浦町ふるさとの恵みで乾杯条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、豊かな自然や歴史と伝統に育まれた本町で製造されている日本酒若しくは牛乳等又は本町で生産された農作物、果実等を原料にした飲料等（以下「地元産飲料等」という。）で乾杯すること（以下「ふるさとの恵みで乾杯」という。）を推進することにより、地産地消及び地産他消の促進を図り、もってこの豊かな自然に恵まれたふるさと琴浦に対する郷土愛の熟成と地域の食文化の継承及び地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

（町の役割）

第2条 町は、ふるさとの恵みで乾杯を推進するために、地元産飲料等の販売に関わる事業者（以下「事業者」という。）と協力し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（議員の役割）

第3条 町議会の議員（以下「議員」という。）は、自らふるさとの恵みで乾杯を主導するとともに、町民等に対して呼びかけを行い、その推進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、地元産飲料等の普及促進に主体的に取り組むとともに、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（町民の協力）

第5条 町民は、町、議員及び事業者が行うふるさとの恵みで乾杯の推進に協力するとともに、地元産飲料等に関する理解を深めるよう努めるものとする。

（嗜好等への配慮）

第6条 町、議員、事業者及び町民は、この条例に基づく取組を実施するに当たっては、

個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。